

子育て・結婚応援事業の運営管理及び広報等の 企画委託業務に係る企画提案公募要領

大阪府では、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくりをめざして、「子育て・結婚応援事業（以下「応援事業」という。）」を実施しています。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

本事業は、令和6年2月定例府議会で議決予定の「令和6年度一般会計当初予算」の成立を前提に事業化される停止条件付き事業です。予算が成立しない場合には、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しません。

また、本事業は費用の一部に国の財源を活用していますが、国において補助金の減額や事業内容の変更が決定された場合には、その内容に基づいて選定事業者と協議をし、契約を締結するものとしません。

1 事業名（又は業務名）

子育て・結婚応援事業の運営管理及び広報等の企画委託業務

(1) 事業の趣旨・目的

大阪府では、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくりをめざして、応援事業を実施しています。

本事業の「まいど子どもカード、縁ジョイパス事業（以下「まいど子等」という。）」では、子育て・妊娠・出産及び結婚（以下「子育て等」という。）を社会全体で応援する機運の醸成を図るとともに、「子育てお役立ち情報、結婚お役立ち情報（以下「お役立ち情報」という。）」では、結婚・妊娠・出産・子育てのライフステージにおいて切れ目ない支援を行います。

本企画提案では、応援事業の認知度向上、まいど子等の会員・協賛店の拡大及びお役立ち情報の拡充等により、本事業の更なる発展をめざし、子育て等に温かい地域づくりを進めてまいります。

(2) 事業概要

ア 応援事業事務局の運営管理等の企画業務

イ 応援事業の広報等の企画業務

※詳細は、別紙「業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託上限額

25,298,200円（税込）

2 スケジュール

令和6年3月19日（火）

公募開始

令和6年3月26日（火）	説明会開催
令和6年4月4日（木）午後5時	質問受付締切
令和6年4月17日（水）午後4時	提案書類提出締切
令和6年4月中旬（予定）	選定委員会（プレゼンテーション審査）
令和6年5月上旬（予定）	契約締結
令和6年5月上旬（予定）	事業開始
令和7年3月31日（月）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
 - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
 - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 公募要領の配布期間

令和6年3月19日（火）から令和6年4月17日（水）まで

イ 公募要領の配布方法

大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課のホームページ

(https://www.pref.osaka.lg.jp/kodomo_seisyonen/maidoko_2024/index.html)からダウンロードにより資料を配布します。

（郵送及びメール等による配布は行いません。）

ウ 応募書類の受付期間

令和6年4月8日（月）から令和6年4月17日（水）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。なお、受付最終日（令和6年4月17日（水））については、午後4時までとします。）

エ 応募書類の提出方法

書類は必ず担当事務局に持参してください。（郵送、メール等による提出は認めません。）

また、持参する前に、必ず事前に電話予約（06-6944-9150）の連絡をください。

電話予約は、原則として、令和6年4月8日（月）から令和6年4月17日（水）まで午後3時まで連絡してください。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで。最終日のみ午後3時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。）

オ 担当事務局

大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課青少年育成グループ
住 所：大阪市中央区大手前3丁目2-12 大阪府庁別館6階
電話番号：06-6944-9150

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類（以下、記載例）

正本1部（応募書類、添付書類）、副本7部（応募書類のみ）を提出してください。

正本については、個人名及び企業名、社章など応募者が特定できる内容の記入をしてください。

但し、副本7部については個人名及び企業名、社章など応募者が特定できる内容の記入をしないでください。（表紙及び背表紙含む）

ア 応募申込書（様式1：8部）

イ 企画提案書（様式2-1、2-2：8部）※仕様書の項目の順に基づいて、必ず作成してください。

ウ 応募金額提案書（様式3、4-1、4-2：8部）

エ 共同企業体で参加の場合

- ① 共同企業体届出書（様式5：1部）
- ② 共同企業体協定書（写し）（様式6：1部）
- ③ 委任状（様式7：1部）
- ④ 使用印鑑届（様式8：1部）

オ 誓約書（参加資格関係）（様式9：1部）

【以下のカからシまでの添付書類について、正本1部を提出してください。また、共同企業体は全ての構成員分を提出してください。】

カ 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明してください。）

キ ① 法人登記簿謄本（1部）

- ・ 法人の場合に提出してください。
- ・ 発行日から3カ月以内のもの（コピーは不可）

② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）

- ・ 個人の場合に提出してください。
- ・ 発行日から3カ月以内のもの（コピーは不可）
- ・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）

- ・ 個人の場合に提出してください。
- ・ 発行日から3カ月以内のもの（コピーは不可）
- ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ク 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの。コピーは不可）

① 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

- ・ 大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

ケ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

- ①貸借対照表
- ②損益計算書
- ③株主資本等変動計算書

コ 障害者雇用状況報告書の写し（1部）

a 常用雇用労働者数が43.5人以上の事業主の場合

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常用雇用労働者数が43.5人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し
- ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。）

b 常用雇用労働者の総数が43.5人未満の事業主の場合

（「様式10 障がい者の雇用状況について」1部）

サ ひとり親家庭の親の雇用状況に関する報告書（様式11：1部）

シ 応募書類チェック表（1部）

※コ～サは雇用実績がある場合のみ提出してください。

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類はカラー又はモノクロ（白黒）のどちらでも可とします。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）（1枚）での提出もお願いします。

エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例>「子育て・結婚応援事業の運営管理及び広報等の企画委託業務」提案書
株式会社〇〇（法人名）

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

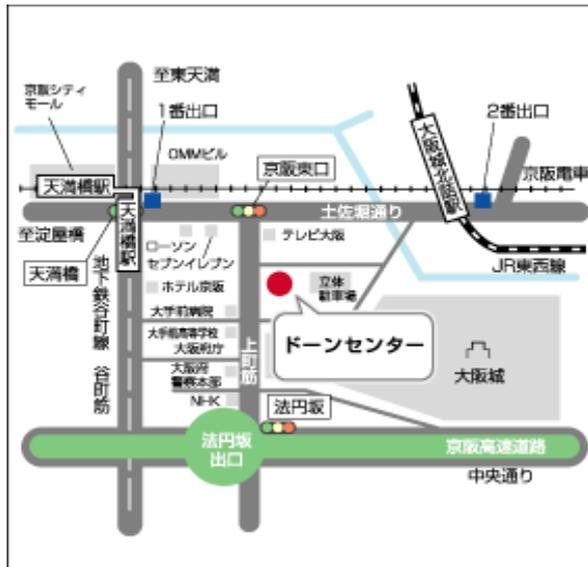
令和6年3月26日（火） 午後2時30分から午後4時30分まで（終了時刻は予定）

(2) 開催場所

大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）

4階 中会議室3<別添地図参照>

（大阪市中央区大手前1-3-49）



(3) 申込方法

電子メール（アドレス：kodomoseishonen@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

※件名に「【団体名】「子育て・結婚等応援事業の運営管理及び広報等の企画委託業務の説明会
申込（当日参加）」と明記し、メール本文に「参加団体名」「参加者職・氏名」「連絡先メール
アドレス」「電話番号」「参加人数」を記入してください。

※会場の都合により、応募者1者につき2名まででお願いします。

※電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6944-9150）をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時
までを除く。）

※電子メール以外（口頭、電話等）による申込みは受け付けません。

(4) 説明会への申込期限

令和6年3月25日（月）午後5時まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

令和6年3月26日（火）から令和6年4月4日（木）午後5時まで

(2) 提出方法

ア 電子メール（アドレス：kodomoseishonen@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

※件名に「【団体名】「子育て・結婚等応援事業の運営管理及び広報等の企画委託業務に係る企画
提案公募に係る質問」と明記し、（別添）「質問書」を添付のうえ、電子メールを送信してく
ださい。

※電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6944-9150）をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後 5 時まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

※電子メール以外（口頭、電話等）による質問は受け付けません。

イ 質問への回答は、大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課のホームページ

(https://www.pref.osaka.lg.jp/kodomo_seisyonen/maidoko_2024/index.html) に掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。ただし、応募が5者を超えた場合には、一次審査として提出された書類を下記の審査基準に基づき書類審査を実施します。一次審査の結果、上位5者に対し、二次審査としてプレゼンテーション審査を実施します。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
事務局設置・運用	■事務局の設置 ○事業目的及び内容を正しく理解したうえで、各業務の総合的な調整機能を備えた合理的な事務局の実施体制（統括者を定め、事務運営、ホームページ・アプリ・インスタ運営、広報等の各業務への指示系統・連携）が提案されているか。 ○実施体制については、事務運営に精通している者を1名以上（兼務可）配置し、適切な人員による円滑な業務運営が提案されているか。	5点
	■事務局の基本的業務 事業を円滑かつ効果的に遂行のための合理的な事務局運営（スケジュール（年間、月間）、事務局の事務フロー）が提案されているか。	10点
ホームページ等の運用	○ホームページ等運用に係る目標数値（ホームページのトップページアクセス数・総アクセス数、アプリダウンロード数、プッシュ通知回数に関すること等）を示したうえで、目標達成可能と考える手法が提案されているか。 ○利用者の利便性が高くかつ利用者の拡大を図るとともに事務の効率化を促進できるよう、ホームページ等の課題について、他府県及び民間のホームページ等を踏まえて示すとともに、改善策並びにその効果が提案されているか。	15点

	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ運用及び広報文の作成に精通している者が実施する提案がされているか。ホームページ等運用担当・事務局・広報担当が相互に連携したホームページ運用に関する事務フロー及び運用計画（掲載数・掲載回数／月）等が提案されているか。市町村・協賛店等の情報収集方法が併せて提案されているか。 ○市町村の協力体制を促進させる手法が提案されているか。 	
ホームページ等のサーバー保守管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームページのサーバー移行・移管について、移行等の手続き、安全性・現ホームページと同等以上の継続稼働の保証及び手続き等が提案されているか。 ○適切なサーバーの保守・管理に係る方針、手法及び運用計画等が提案されているか。 	10点
インスタグラムの運用	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者拡大、利用促進につながる話題性・拡散性の高いインスタグラムとなるよう、現在の運用についての課題、改善策及びその効果が提案されているか。 ○令和6年度から令和8年度までにおける各年度の目標数（フォロワー数、ページビュー数等）及び目標達成可能と考える手法が提案されているか。インスタグラム運用について精通している者が実施する提案がされているか。 	5点
広報企画等	<ul style="list-style-type: none"> ○広報企画について、会員向け（会員増、満足度・利用頻度増等）、協賛店向け（協賛店増、満足度増等）及び会員・協賛店両方に対する効果がそれぞれわかるように提案されているか。また、実施内容については、具体的な実施内容及びその効果が提案されているか。 ○子育て等に温かい社会づくりを促進するための機運醸成につながる短期・中長期的な視点による継続的・発展的かつ各業務の相乗効果を引き出す令和6年度から令和8年度までの広報戦略（事業方針、実施内容、実施スケジュール、実施体制、広報効果・目標数値等）が提案されているか。なお、広報戦略の策定に際し、【参考1～5】のデータを踏まえ、現在の課題、改善策及び効果が提案されているか。 ○会員が求めている協賛店及び会員を獲得するための令和6年度から令和8年度までに係る広報企画について、目標達成可能と考える手法（目標とする協賛店数・会員数、実施内容、実施スケジュール、効果等）が提案されているか。また、会員・協賛店獲得手法について具体的な提案がされているか。 ○利用者の利用促進及び満足度向上が期待できる令和6年度から令和8年度までに係る広報企画について、目標達成可能と考える手法が提案（目標とする満足度・利用頻度、実施内容、実施スケジュール、広報効果等）されているか。 ○広報等の専門分野に精通している者及び人数等を配置し、円滑に業務を実施できる実施体制が提案されているか。 ○リスティング広告について、実施内容・回数、実施スケジュール、実施体制、目標クリック数、効果等が提案されているか。 ○協賛店、本事業の趣旨・目的を理解する企業、店舗、団体及び市町村等を活用した広報手法について、具体的かつ実現可能手法（実施内容、実施回数、実施スケジュール、効果等）が提案されているか。また、キャンペーンについて、提案（実施内容・回数・規模、実施スケジュール、集客数、効果等）されているか。 ○効果の高い広報につながる調査分析方法について提案されているか。 	45点

事業費用の配分	<安定的かつ継続的な事業実施のための適切な費用配分> ○令和6年度の各事業の積算内訳が提案されているか。 ○令和7年度及び令和8年度において、本件と同程度の委託額で各事業額の積算内訳が提案されているか。また、令和7年度及び令和8年度の委託額が8,527千円の場合の積算内訳が提案されているか。	3点
障がい者の雇用	常用雇用労働者43.5人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているか。または、常用雇用労働者43.5人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているか。なお、共同企業体で応募の場合は、各構成員の平均点（小数点以下第2位を四捨五入）とする。	2点
ひとり親家庭の親の雇用	ひとり親家庭の親を雇用しているか。なお、共同企業体で応募の場合は、各構成員の平均点（小数点以下第2位を四捨五入）とする。	1点
価格点	価格点の算定式 満点（4点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 ※上記の計算式をもって算出した数値の小数点以下第2位を四捨五入した数値を得点とする。	4点
合 計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課ホームページ

(https://www.pref.osaka.lg.jp/kodomo_seisyonen/maidoko_2024/index.html)において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
*品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 *申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 *得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 *講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式12）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
 - ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
 - ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
 - イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と

同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。